

大分市サイクリスト受入設備等導入促進補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

大分市長 足立 信也

大分市サイクリスト受入設備等導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分市におけるサイクルツーリズム（自転車による観光をいう。）の振興の一環として、市内に店舗を有する事業者におけるサイクルラック等の受入設備又は自転車の簡易的なメンテナンスに必要な設備の導入を促進することにより、スポーツ自転車を利用する観光客の誘客を図り、もって観光消費拡大に繋げることを目的とするため交付する大分市サイクリスト受入設備等導入促進補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ自転車 ロードバイク、クロスバイクその他のスポーツ、競技又は長距離移動を目的として乗車する自転車をいう。

- (2) サイクリスト スポーツ自転車を利用する者をいう。
- (3) サイクルラック等 サイクルラック、サイクルスタンドその他のスタンドが備わっていないスポーツ自転車を固定し、及び停車することができる設備をいう。
- (4) フロアポンプ スポーツ自転車用の空気入れをいう。
- (5) 自転車修理用工具 スポーツ自転車を修理するための工具をいう。

(補助対象設備)

第3条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、次に掲げる設備であって、補助対象設備を設置する店舗の全ての利用者が利用できる状態で導入するものとする。

- (1) サイクルラック等
- (2) フロアポンプ
- (3) 自転車修理用工具
- (4) 前各号に掲げる設備の付属品

2 補助対象設備は、第7条に規定する申請等を行う年度と同一の年度に購入した設備に限るものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象設備を導入する事業とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、大分市内に店舗を有する法人又は個人事業主であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。
- (2) 過去に同一の補助対象設備について、国、本市又は他の地方公共団体から購入又は設置に係る費用の補助を受けていないこと。

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の購入に係る経費（補助対象設備の運搬に係る費用並びに消費税及び地方消費税を除く。）とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 補助金は、一の法人又は個人事業主につき15,000円を上限とする。
- 4 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請等)

第7条 補助金の交付の申請及び実績の報告（以下「申請等」という。）をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市サイクリスト受入設備等導入促進補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、申請等をしようとする日の属する年度の2月末日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費を支出したことが分かる領収書等の写し
- (2) 補助対象設備の内容が分かる見積書、カタログ等
- (3) 補助対象設備の設置後のカラー写真
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、申請等があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定するとともにその額を確定し、大分市サイクリスト受入設備等導入促進補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(財産処分の制限)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補

助対象設備を贈与し、売却し、交換し、又は貸付の対象としてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を得た場合又は補助対象設備の設置が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過した場合は、この限りではない。

- 2 市長は、前項ただし書の規定による承認をしたときは、補助事業者に補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 法令又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 暴力団員又は暴力団関係者であると判明したとき。
- (5) その他市長が不適當であると認めたとき。

- 2 市長は、前項本文の規定による取消しをしたときは、大分市サイクリスト受入設備等導入促進補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により補助事業者

に通知するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。